

長野県県民文化会館指定管理者候補者の選定結果

県民文化部文化政策課

長野県県民文化会館については、下記のとおり指定管理者候補者を選定しました。
今後、地方自治法の規定に基づき長野県議会での議決を経て、知事が指定する予定です。

記

1 施設名

長野県県民文化会館

2 指定管理者が行う業務内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 文化会館の利用の許可に関する業務
- (3) 文化会館の利用に係る料金に関する業務
- (4) 芸術文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

3 指定管理者候補者

- (1) 候補者名
一般財団法人長野県文化振興事業団
- (2) 所在地
長野県長野市若里一丁目1番3号
- (3) 代表者名
理事長 近藤 誠一

4 指定期間

2019年4月1日～2024年3月31日（5年間）

5 選定方法等

- (1) 非公募
(理由) 長野県文化会館の管理運営には高度な専門的知識や技術の蓄積とその活用が必要とされるため。
- (2) 応募者名
一般財団法人長野県文化振興事業団
- (3) 選定委員会による選定
「県立文化施設指定管理者選定委員会」を設置し、平成30年10月17日に選定委員会を開催し、指定管理者候補者を決定しました。

6 選定委員会における審査結果

審査基準	(一財)長野県文化振興事業団 (候補者)	
	配点	
経営基盤	10	8.4
施設の運営方針・平等な利用の確保	5	4.2
収支計画の内容	10	7.6
サービスの内容	15	13.8
施設管理の内容	20	17.6
文化芸術振興策の内容	20	18.4
業務実績	20	18.4
計	100	88.4

7 選定理由

候補者：一般財団法人長野県文化振興事業団

審査点：88.4点

選定理由：貸館業務を中心としつつ、ウィーン楽友協会との友好提携事業や新規事業の実施等、バランスの取れた施設管理・事業運営が期待できる点について評価されました。

8 指定議案提出予定時期

平成30年11月議会